

種、原種)、検定ほ等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。

また、O E C D 牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用原種種子の品種証明業務を長野牧場において行った。

(運営費 1 億 2,508 万 6 千円)

(6) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づく「指定種苗」を対象に、①表示事項及び、②表示事項の内容に関する検査等を十勝、長野及び熊本牧場において実施した。

(7) ジーンバンク事業

家畜改良センターは、動植物遺伝資源のサブバンクとして位置付けられており、保存の必要のある家畜・家きん及び飼料作物について収集・保存を行っている。

10 年度は、動物遺伝資源については、新たに収集したものはなく、収集品種（系統）について特性調査を実施した。植物遺伝資源については、栄養体の保存を行うとともに 130 品種（系統）の種子の再増殖及び特性調査を行った。10 年度のジーンバンク事業による保存数（件数）は、動物 34 品種（系統）、植物 416 品種（系統）となった。

第 5 節 近代的畜産経営の育成

1 地域畜産再編対策

(1) 地域畜産再編対策事業

畜産が地域農業の基幹的な部門になっている地域において、地域の創意と工夫を活かした地域の畜産の再編、活性化による地域農業の体質強化を図るため、次に掲げる事業を行った。

ア 地域畜産再編対策推進事業

(ア) 都道府県畜産再編推進指導

a 都道府県地域畜産再編推進

地域畜産再編を円滑に推進するため、都道府県段階における地域畜産再編協議会の開催及び地域畜産の再編及び活性化を図るため、地域畜産再編計画を作成する市町村等に対する指導等を行った。

b 担い手育成確保円滑化推進

関係機関と一体となり畜産経営の担い手の育成確保のための推進会議の開催、新規就農者等に対する離農跡地等の情報提供、講習等のあっせん・調整等の相談活動を行った。

c 実践技術講習等円滑化推進

新規就農者等に対する実践技術講習及び農村体験実

習を行うための講習指針の作成、講習農家の選定、講習生の派遣、技術修得資金の給付等を行った。

なお、10 年度は 36 都道府県において事業を実施し、これに要した国庫補助金額は 8,379 万円であった。

(イ) 地域畜産再編推進指導

a 市町村地域畜産再編推進

市町村等が、地域畜産の再編及び活性化の推進のための検討会の開催、地域畜産の再編及び活性化の推進を内容とする地域畜産再編計画を作成するための調査及び当該計画に基づいて畜産農家集団の活動に対する指導等を行った。

b 離農跡地等継承円滑化推進

新規就農者等による離農跡地等の円滑な継承を図るための離農跡地検討委員会の開催、離農跡地等の調査、新規就農者等に対する離農跡地等の継承に係る相談、就農後の営農指導等を行った。

なお、10 年度は 35 都道府県の市町村において事業を実施し、これに要した国庫補助金額は 3,276 万円であった。

(ウ) 地域畜産担い手育成推進

a 研修円滑化推進

実践研修施設の運営の安定化、実践研修の円滑化を図るための会議の開催、研修指導員の確保及び技術修得資金の給付等を行った。

b 畜産物加工円滑化推進

地域畜産物（乳製品、肉製品）の特産化、高付加価値化を促進するための技術員の養成、製品の試作及び販売促進活動等を行った。

なお、10 年度は 5 地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は 1,126 万円であった。

(エ) 地域畜産再編集団活動促進

地域内の畜産農家集団が地域畜産再編計画を基本として、共同作業、生産技術向上活動等組織的な活動を通じて地域畜産の再編・活性化を図る場合に必要となる経費の負担軽減を行った。

なお、10 年度は 164 地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は 4 億 1,015 万円であった。

(オ) 地域畜産支援組織育成推進

地域畜産支援組織を育成するため、検討会の開催、受委託に対する意向調査、受託条件の調整に係る会議の開催、受託要員の確保及び研修等を行うとともに、作業受託組織の出役調整、利用促進活動等を行った。

なお、10 年度は 23 地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は 932 万円であった。

(カ) 地域畜産就農円滑化条件整備推進

a 就農支援推進

農協等が農場の円滑な継承と新規就農者等の就農の促進を図るため、経営継続が困難な農家等が有する農用地、施設等を借り入れ又は買い入れて、新規就農者等が確保されるまでの間の保全管理を行う場合に負担軽減を行った。

ｂ 離農跡地継承推進

新規就農者等が離農跡地等を継承し経営が安定するまでの一定期間、経営維持に必要な資金を借り受けた場合に利子軽減を行うとともに、農協等が新規就農者等に転貸するために施設用地又は機械施設を一定期間賃借し、賃借料の一括前払いを行う場合等に負担軽減を行った。

なお、10年度は18地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は154万円であった。

(キ) 肉用牛生産組織育成推進

中核的な肉用牛繁殖経営の早急な育成を図るため、地域の組織化を図るのに必要な地域内調整及び計画策定、組織的取組を普及定着させるための事業効果の把握及び啓発、普及のための資料の作成、子牛の共同育成並びに飼料及び堆きゅう肥の生産利用の共同化が定着するまでの間の初度的経費の負担軽減を行った。

なお、10年度は1地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金は155万円であった。

(ク) 生産経営効率化促進モデル実践推進

ａ 新生産システム型

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する新生産システムの啓発・普及のための資料作成、分析、推進会議の開催等を行った。

ｂ 新経営システム型

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する法人経営等の新経営システムによる経営体を育成するため、法人化等に伴う飼養規模の拡大や先進技術の導入のために必要な経営計画及び資金計画の策定に係る指導、経営部門の組み合わせ、資本構成及び所得配分に係る調整指導、新経営システムの啓発・普及のための資料作成、分析、推進会議の開催等を行った。

なお、10年度は4地区において事業を実施し、これに要した国庫補助金は60万円であった。

イ 地域畜産再編対策事業

(ア) 地域畜産就農円滑化条件整備

ａ 就農支援対策

農協等が、経営継続が困難な農家等から農用地、施設等を借り入れ又は買い入れて、新規就農者等が営農を実践する場として利用する場合に必要な飼料生産は場の簡易な整備、家畜飼養管理用施設及び中古農業機

械の整備等を行った。

ｂ 離農跡地継承対策

新規就農者等による離農跡地等の有効利用を促進するために必要な飼料生産は場の簡易な整備、家畜飼養管理用施設及び中古農業機械の整備等を行った。

(イ) 研修施設整備

新規就農者等地域の畜産経営の担い手を養成するため、実践的な家畜飼養技術、経営管理技術等の研修に必要な家畜飼養管理施設、飼料生産は場、研修生滞在施設等の整備を行った。

(ウ) 中核的施設整備

地域資源の有効活用と地域農業との有機的連携による効率的な肉畜生産及び地域製品の生産利用を図るため、次に掲げる施設の整備を行った。

ａ 共同利用施設整備

(a) 肉用牛生産効率化型

肉用牛（乳用種を含む）経営において、地域の実情に応じ、肉用牛生産行程の全部又は一部を効率化、共同化するために必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備及び飼料生産は場の整備を行った。

(b) 肉豚生産効率化型

養豚経営において、地域の実情に応じ、肉豚生産行程の全部又は一部を効率化、共同化するために必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備を行った。

ｂ 畜産物加工施設整備

消費者ニーズの高度化、多様化等に対応して、地域畜産物の特産化、高付加価値化を促進するため、乳製品加工施設、肉製品加工施設等の整備を行った。

(a) 乳製品加工施設整備型

高付加価値乳製品の製造のための施設又は高品質生乳生産を推進するための生乳検査機器等の整備を行った。

(b) 肉製品加工施設整備型

高付加価値肉製品の製造のための施設等の整備を行った。

(エ) 地域畜産支援組織育成

地域畜産支援組織を育成するため、作業受託活動に必要な機械及び施設の整備を行った。

(オ) 肉用牛生産組織育成対策

中核的な肉用牛繁殖経営の早急な育成を図るため、地域内で生産された子牛を同一育成方式により集団的に育成する共同育成施設及び繁殖めす牛の共同飼養管理施設の整備、飼料基盤の簡易な整備、飼養規模を拡大する経営に必要な施設の整備並びに飼料及び堆きゅう肥の生産利用の共同化に必要な機械施設の整備を行った。

(カ) 生産経営効率化促進モデル実践対策

a 新生産システム型

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する新生産システムによる中核的な農家群を育成するため、家畜飼養管理等をモデル的に実践する新生産システムモデル実践施設の整備を行った。

b 新経営システム型

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する法人経営等の新経営システムによる経営体を育成するため、機械施設等の高度利用を図るための再編整備を行った。

なお、10年度においては73地区で事業を実施し、これに要した国庫補助金額は55億7,436万円であった。

2 畜産経営技術等推進対策

(1) 畜産経営技術等推進対策事業

この事業は、畜産経営体の体質強化を図るため、次に掲げる事業を行った。

ア 畜産経営技術高度化促進事業

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、インターネットによる畜産情報提供、中央段階における指導用資料の作成等を行った。

10年度は47都道府県で実施し、事業実施主体である都道府県に対し2分の1以内の補助を、社団法人中央畜産会に対し定額の助成を行い、これに要した国庫補助金額は6億1,816万円であった。

イ 畜産資材等効率利用推進指導事業

この事業は、畜産施設・機械及び生産資材の効率的な利用を促進し畜産資材等に係る費用を低減するため、関係機関が一体となった推進指導等を行った。

ウ 家畜導入事業資金供給事業

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るため、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入するために導入家畜の購入資金に係る金利相当額等を助成する基金を造成する事業を実施し、これに要した10年度の国庫補助金額は3億4,420万円であった。

(ア) 肉用牛群整備

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び斉一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るため、次の事業を実施した。

a 農協等有導入

農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛5年、成牛3年）貸し付けて適正に飼養管理させた後、その者に譲渡する事業を実施した。

(イ) 高品質生乳生産牛群整備

酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定的生産等を図るため、乳用牛群検定普及定着化事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

なお、乳肉複合を促進する観点から家畜を導入する酪農家は、貸し付けを受ける頭数以上の廃用牛の飼直し肥育を行う計画を有し、その計画の達成が確実と見込まれる者であるものとした。

エ 大規模酪農能力検定システム定着化事業

フリーストール・ミルクパーラー方式等の大規模経営に適した泌乳能力検定システムの普及定着化を推進し、大規模経営における生産性向上を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 大規模酪農能力検定システム整備

フリーストール・ミルクパーラー方式等の大規模経営に適した泌乳能力検定システムをモデル的に整備し、大規模経営に適した泌乳能力検定方法の確立等のための技術的検討に必要な情報提供を行う事業

(イ) 大規模酪農能力検定システム普及推進

中央段階において大規模経営に適した泌乳能力検定システムに関する国内外の情報収集、技術的検討、能力情報の活用に必要な情報処理システム開発等を実施するとともに、地域段階において地域の状況に応じた泌乳能力検定方法等についての検討、現地指導、泌乳能力検定システムの普及を実施する事業

オ 自動搾乳システム実用化事業

開発が進められている搾乳ロボットについて、実際の乳牛を用いた試験を重ねること等によりその実用化を推進し、酪農経営における労働時間の短縮と生産性の向上のため、次の事業を実施した。

(ア) 自動搾乳システム実用化推進

搾乳ロボットを核とする自動搾乳システムについて、諸外国の事例に基づく技術の体系化、我が国で活用するためのマニュアルの作成等を行う事業。

(イ) 自動搾乳システム施設整備

我が国での活用について技術的検討を行うために、自動搾乳システム施設（搾乳ロボット及び関連施設）の整備を行う事業。10年度には山口県畜産試験場に整備した。

3 環境保全型畜産確立対策

(1) 環境保全型畜産確立対策事業

ア 環境保全型畜産確立対策推進事業

家畜排せつ物の良質たい肥化等適切な処理により畜産環境の保全を図りつつ、耕種経営及び耕種地域におけるたい肥の利用を促進し、環境保全型農業を推進するため、次に掲げる事業を行った。

(ア) 環境保全型畜産確立推進指導事業

a 環境保全型畜産確立推進

家畜排せつ物処理利用施設の整備の推進及び畜産経営に対する環境対策に係る指導の強化を図るため、家畜排せつ物処理利用施設に関する整備計画の策定・家畜排せつ物処理利用施設の管理状況等に関する実態調査、環境規制の厳しい地域や苦情発生経営体における排水の水質及び臭気の検査並びに家畜排せつ物処理利用施設等の改善整備、環境汚染防止技術に関する指導等を行った。

10年度は、47都道府県で実施した。

b 堆きゅう肥流通緊急対策

たい肥の広域的な流通・利用を促進するため、都道府県段階におけるたい肥に関するシンポジウム及び生産技術共励会の開催、たい肥センターにおけるたい肥需給調整窓口の設置等による情報の集積・提供、たい肥の成分分析並びに実証ほ場を用いたたい肥の投入効果の実証展示を行った。

なお、本事業は2つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

(a) 都道府県分

たい肥の流通・利用促進を図るため、たい肥利用促進シンポジウムの開催、シンポジウムへの参加、良質たい肥生産技術共励会の開催、たい肥の需要開拓のための情報の集積・提供等を行う。

(b) 農協等分

畜産農家と耕種農家の連携によりたい肥の利用を促進するため、たい肥に関する情報窓口の設置、生産されるたい肥の成分分析、実証ほ場による投入効果の展示等を行う。

10年度は、(a)の事業で29地区、(b)の事業で29地区について事業を実施した。

c 地域環境保全型畜産推進

家畜排せつ物の適切な処理及び耕種部門でのたい肥等の利用を促進するため、地域環境保全型畜産推進計画の策定、畜産環境保全に関する啓発活動、家畜排せつ物処理施設の整備等に係る企画等を行った。

(a) 地域環境保全型畜産推進

家畜排せつ物の適切な処理及び耕種部門でのたい肥等の利用を推進するため、市町村に地域環境保全型畜産推進会議を設置し、地域環境保全型畜産推進計画の策定、畜産環境保全に係る普及・啓発等を行った。

(b) 家畜ふん尿処理施設整備推進

家畜排せつ物処理施設の整備を促進するため、市町村に家畜排せつ物処理施設整備推進協議会を設置し、家畜排せつ物処理施設の整備等に係る企画等を行った。

10年度は(a)の事業で52地区、(b)の事業で10地区について事業を実施した。

d 広域畜産リサイクルセンター活用推進

(a) 効率処理システム活用推進

地域の家畜排せつ物の効率的な処理のため、高品質なたい肥の生産等に関する技術習得、たい肥の流通を円滑に行うための集団活動等を行った。

(b) 有機質資源高度活用推進

家畜排せつ物に地域の有機質資源を副資材として加え、成分調整した高度化たい肥を供給するため、地域有機質資源活用調査を行うとともに、高度化たい肥調製のための成分分析、高度化たい肥調製・利用システムの検討等を行う高度化たい肥生産検討会の開催等を行った。

10年度は(a)の事業で4地区、(b)の事業で2地区について事業を実施した。

e 低環境負荷型畜産システム促進

たい肥の敷料利用、浄化処理水の再利用及び悪臭防止型家畜飼養管理施設等の整備を行う低環境負荷型畜産システムの導入を促進するため、実用化検討会の開催、システムの導入効果の調査分析、システムの普及啓発等を行った。

(イ) 家畜ふん尿処理技術実用化調査事業

この事業は、新しい家畜排せつ物処理技術の普及に際しての問題点を解明し、家畜排せつ物の良質たい肥化と土壤還元による有効利用を推進するための技術体系の確立を図るとともに、浄化処理、脱臭処理等の新技術、有用微生物等の新素材利用技術、良質たい肥の製造、流通技術等の実証調査を行った。

a 成分調整等堆肥処理技術開発型

家畜排せつ物を原料とした良質たい肥の製造及び流通技術を開発するため、現行及び新たに開発された成分調整等高度たい肥化処理技術に関する実証調査を6県で実施した。

b 浄化処理技術開発型

既開発大規模技術のコンパクト化、実験プラントの実用化をねらいとして家畜排せつ物処理施設を整備

し、実用化のための実証調査を1県で実施した。

c バイオ・新素材利用技術開発型

悪臭の抑制、家畜排せつ物の発酵促進効果が認められた有用微生物等新素材について、最も適した利用体系を確立するための実証調査を5県で実施した。

(ウ) ゆたかな畜産の里づくり推進事業

この事業は、畜産のイメージアップと畜産経営の安定的発展を図るため、地域社会や自然と調和した環境の下で畜産経営が営まれている優良事例の表彰及びゆたかな畜産の里として選定された地区等における交流会の開催等を28県で行った。

イ 環境保全型畜産確立対策事業

この事業は、家畜排せつ物の良質たい肥化等適正な処理により畜産環境の保全を図りつつ、家畜排せつ物処理の効率化による畜産経営の体質強化並びに耕種農家及び耕種地域におけるたい肥の利用の促進による環境保全型農業の推進を図るため、次に掲げる事業を行った。

(ア) 広域畜産リサイクルセンター整備対策

a 効率処理システム整備

家畜が濃密に飼養されている地域等において、家畜排せつ物の効率的処理とたい肥の流通を促進するため、基幹たい肥化施設及び予備調整施設からなる広域畜産リサイクルセンターの整備を行う。

b 有機質資源高度活用

家畜排せつ物に地域の有機質資源を副資材として加え、成分調整した高度化たい肥を供給するため、有機質資源の資材化及び高度化たい肥の生産利用を図る有機質資源リサイクルセンターの整備を行う。

(イ) 地域畜産環境整備対策

地域内で家畜排せつ物の適切な処理及び耕種経営との連携による合理的な家畜排せつ物の処理利用を推進するため、家畜排せつ物処理利用機械施設等の整備を行うとともに、家畜排せつ物のエネルギー利用等の新たな利活用施設の整備を行った。

本事業は3つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

a 一般地域型

畜産経営の組織化・集団化又は畜産経営と耕種経営の連携により家畜排せつ物の適正な処理利用を推進するため、家畜排せつ物処理利用機械施設等の整備を行う。

b 特定地域型

環境規制の厳しい地域において、緊急に高度な家畜排せつ物処理利用機械施設等の整備を行う。

c エネルギー利用型

家畜排せつ物のエネルギー利用を推進するため、メタン発酵施設、燃焼熱利用施設、固形燃料化施設等の整備を行う。

(ウ) 畜産経営移転促進

畜産環境保全に必要な経営移転等の促進を図るため、共同利用家畜飼養管理用施設等の整備を行った。

本事業は2つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

a 一般地域型

環境汚染問題が現に発生しているか、又は発生するおそれのある地域の畜産経営（酪農・養豚）が環境保全のために移転を行うのに必要な共同利用家畜飼養管理施設の整備並びにこれと併せて山地畜産確立促進に関する事業又は効率的飼料生産促進に関する事業を行う。

b 特定地域型

環境規制の厳しい地域において、畜産経営（酪農・養豚）環境保全のため緊急に共同利用家畜飼養管理施設の改善整備並びにこれと併せて山地畜産確立促進に関する事業又は効率的飼料生産促進に関する事業を行う。

(エ) 低環境負荷型畜産システム実用化

近年の環境規制の強化や混住化の進展に対処するため、たい肥を敷料等として再利用するシステム、浄化処理水を畜舎洗浄水等として再利用するシステム、悪臭防止型家畜飼養管理施設等の整備を行う。

4 経営効率化機械緊急整備対策

(1) 経営効率化機械緊急リース事業

経営効率化機械緊急整備対策として、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国際環境の変化に対応し、ゆとりをもてる、質の高い経営の実現に向け、一層のコスト低減と経営体質の強化を図るため、効率的生産に必要な飼養管理関連機械のリース方式による導入及びこれらの先進的な機械を導入する上で必要となる施設を一体的にリースする事業のモデル的推進を行った。

10年度は、国庫補助金額2億8,333千万円を基金造成した。

5 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成8年度においては、畜産関係で214億円（利子補給承認ベース）が融資された。

表6 農業近代化資金融資実績

(単位: 百万円)

区 分	6 年度	7 年度	8 年度
畜産関係等	8,454	7,510	8,498
農機具等	2,803	2,914	2,284
家畜購入	12,321	9,337	9,988
(うち肥育素畜等)	9,389	6,520	8,112
家畜育成	876	1,688	476
(うち肥育牛)	811	1,585	196
中小農家規模拡大	4	0	125
小 計	24,458	21,450	21,369
農業近代化資金総額	206,882	176,217	164,817

これは農業近代化資金融資額の13.0%を占めており、7年度の融資額215億円に比べるとわずかに減少した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は9億8,800万円増加して84億9,800万円に、農機具等に対する融資額は6億3,000万円減少して22億8,400万円に、家畜の購入についての融資額は6億5,100万円増加して99億8,800万円に、家畜の育成についての融資額は12億1,200万円減少して4億7,600万円であった。

表7 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

(単位: 百万円)

区 分	6 年度	7 年度	8 年度
家畜導入資金			
乳牛	1,156	1,568	1,406
豚	174	191	86
乳牛以外の牛	1,213	604	378
馬, めん羊, 山羊	389	455	5
計	2,932	2,817	1,875
特認資金(肥育素畜等)			
肥育牛	9,312	6,464	8,076
肥育豚	27	14	4
鶏	50	42	32
計	9,389	6,520	8,112
家畜育成資金			
乳牛	24	33	27
繁殖豚	15	17	0
繁殖用肉牛	27	53	253
肥育牛	811	1,585	196
計	876	1,688	476

(2) 畜産経営環境保全資金

45年度に畜産経営移転施設資金として創設され、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決に役立ってきたが、47年度に畜産経営環境整備施設資金となり、現在の経営で家畜排せつ物処理施設の設置を行う者が貸付対象に加えられた。さらに48年度から畜産経営環境保全資金となった。

10年度の融資実績は17件、5億600万円であり、前年度に比べると1億6,700万円減少した。

なお、10年度の融資の内訳は、補助事業2億100万円、非補助事業3億500万円であった。

(3) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

6年度に創設された本資金は経営感覚に優れた効率

表8 畜産経営環境保全資金融資実績

(単位: 件, 百万円)

	酪農		肉用牛		養豚		養鶏		その他		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
8 年度補 助	3	18	—	—	2	172	2	34	1	8	8	228
非補助	6	22	5	9	1	17	5	233	1	31	18	312
計	9	40	5	9	3	189	7	267	2	34	26	539
9 年度補 助	1	3	—	—	3	555	1	55	—	—	5	613
非補助	10	33	6	23	—	—	1	3	—	—	17	59
計	11	36	6	23	3	555	2	58	—	—	22	673
10年度補 助	—	—	—	—	—	—	2	201	—	—	2	201
非補助	5	9	2	13	4	120	3	149	1	13	15	305
計	5	9	2	13	4	120	5	350	1	13	17	506

表9 農業経営基盤強化資金融資実績

(単位: 件, 百万円)

区 分	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	畜産計	農業経営基盤強化資金計
8 年度 件 数	953	203	163	136	1,478	6,127
金 額	15,863	4,153	6,973	6,956	34,482	85,000
9 年度 件 数	893	147	167	88	1,319	5,055
金 額	16,378	4,282	8,274	5,325	35,156	77,040
10年度 件 数	711	124	153	106	1,116	3,424
金 額	12,533	4,783	7,086	6,399	32,000	58,742

的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な資金の融通を行った。

10年度の畜産関係融資実績は、1,116件320億円で、前年度に比べると31億5,600万円減少した。

また、畜産関係融資は融資額全体の54.5%を占め、その内訳は、酪農21.3%、肉用牛8.1%、養豚12.1%、養鶏8.2%であった。

(4) 農業改良資金

31年度の農業改良資金制度発足以来、技術導入資金は、農業者が自立的に、能率的な農業技術を導入するうえで重要な役割を果たしている。その後、本制度の充実・強化が図られてきたが、特に60年度には、能率的な技術とともに合理的な生産方式の導入及び促進を図るため、従来の技術導入資金を生産方式改善資金に改編し、新たに畜産振興資金等の資金種目を新設するなどの措置が講じられた。また61、元、4、7年度には、畜産振興資金が拡充されるなどの資金内容の充実が図られた。

このうち、畜産関係の概要は次のとおりである。

ア 生産環境改善資金

本資金は、農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに要する資金を貸付けらるもので、畜産関係（畜舎内衛生管理技術、家畜排せつ物処理技術）の10年度貸付実績は3,900万円であった。

イ 畜産振興資金

本資金は、酪農及び肉用牛生産の振興・合理化を推進するため、59年度に畜産振興資金供給事業として発足し、60年度には、合理的な農業の生産方式の導入を図るための資金（生産方式改善資金）として農業改良資金制度に位置付けられた。

また、61年度には、低廉な牛肉に対する需要の増大に応えた肉用牛生産の改善を促進するため、肉用牛の育成費、元年度には、牛肉の輸入自由化等我が国農業の国際化の進展を踏まえ、新たに酪農関係施設・機械及び肥育素牛の購入費を貸付対象に加えるとともに、貸付枠を230億円に拡大した。

4年度には、優良乳用牛の購入及び育成に要する経費、7年度には、新たに豚関係施設・機械及び種豚の購入に要する経費を貸付対象に加えた。

10年度の貸付枠は227億円で、具体的な内容は次のとおりである。

(ア) 貸付対象者

3人以上の大家畜経営者等による飼料自給度の向上、飼養規模の拡大、飼養管理方法の改善を内容とする取決めに基づく共同活動を行う者

(イ) 資金の内容

a 飼料自給度の向上を図るために必要な資金

(a) 飼料生産に係る施設・機械の購入・設置に必要な資金

(b) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金

b 乳牛の飼養管理方式の改善を図るために必要な資金

(a) 酪農関係施設、機械の購入・設置資金

(b) 乳牛を購入するために必要な資金

(c) 乳牛を育成するために必要な資金

c 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(a) 肉用牛関係施設、機械の購入・設置に必要な資金

(b) 肉用牛を購入するために必要な資金

(c) 肉用牛を育成するために必要な資金

d 豚の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(a) 豚関係施設、機械の購入・設置に必要な資金

(b) 種豚を購入するために必要な資金

なお、10年度の貸付実績は、28億3,200万円となっている。

6 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的に、技術職員の再訓練のための特別研修及び畜産に関する高度な学理及び新技術を修得させることとしている。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主軸講師として伝達研修を行うことにより、新しい技術が速やかに末端まで浸透するようにしている。

10年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理（Ⅰ）（Ⅱ）、国際化対応、情報処理システム開発入門、草地開発整備、畜産会計（Ⅰ）（Ⅱ）、畜産経営診断、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保

全（Ⅰ），（Ⅱ），草地・自給飼料，畜産経済，酪農，畜産新技術，養鶏，養豚，畜産物の安全性の各部門（22講座）について短期研修（各3～12日間延べ106日）を実施し，合計810名が受講した。

7 そ の 他

（1）認可団体畜産活性化総合対策推進指導事業

ア 農協営農指導普及啓発推進

農協系統団体が行う畜産物の生産合理化等に関する営農指導活動の普及・啓発について一層の推進を図るため，農協営農指導方式の改善及び拡充，畜産物の生産合理化を図る重点施策のキャンペーン，畜産経営の改善向上を促進する農協事業等の優良事例の紹介，農協系統に対する巡回指導を行う事業である。

10年度は，これに要した経費について事業主体である全国農業協同組合中央会に対し国庫補助金額216万円を助成した。

第6節 自給飼料対策

1 総 説

WTO協定実施に伴う国際化の一層の進展，最近における畜産物の需給及び価格の動向，畜産経営の動向等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対処して，飼料基盤に立脚した大家畜畜産経営を育成するため，農家の自主的な創意工夫を活かしつつ，自給飼料生産コストの引き下げ，飼料自給率の向上及び畜産環境の総合的整備を推進することを基本として，10年度においても，引き続き，草地畜産基盤整備事業，畜産基盤再編総合整備事業，畜産環境総合整備事業等の畜産公共事業を畜産再編総合対策と併せて総合的に実施した。

新たに，浄化処理水再利用施設，エネルギー活用施設等家畜排せつ物処理に際して生じる副産物を有効に活用する施設の整備を行った。

また，畜産公共事業における工事コストの縮減対策として，新たに開発された低コスト技術について，既存事業の中で一部モデル的に実施し，その効果の実証，評価及び基準化等を行った。

さらに，中山間地域における耕作放棄地・林地等の集積を支援し，農林地一体で放牧地としての活用を推進するとともに，放牧主体の生産方式への転換を促進するための条件整備，地域の実情に応じた新たな飼料作物生産体系を確立するための実証調査の実施及び技術指針の策定を行った。

加えて，担い手育成草地整備改良事業を実施する地域において，連担団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため，担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び草地の連担化等の推進並びに条件整備を行った。

このほか，引き続き，畜産振興資金について飼料自給率の向上を図るために必要な資金の貸付けを行うとともに，優良種子の安定的な供給確保を図るため家畜改良センターにおいて飼料作物種子供給確保対策を実施した。

2 草地開発整備対策

（1）草地開発整備関係調査

ア 草地開発技術調査

草地開発事業を円滑に推進するため，効率的かつ効果的な草地の造成・整備に関する技術的課題について調査究明した。10年度は草地造成整備工法を確立するため，草地排水整備高度化工法確立調査，沖縄草地開発特別技術調査の2調査を実施した。（3,440万円）

イ 草地開発基本調査

草地開発事業等の円滑な推進に資するため，事業実施上の技術的及び社会経済的課題の解明等のための調査を行った。10年度は，低コスト肉用牛生産基盤開発調査，草地資源高度利用整備手法確立調査，新放牧システム確立調査，草地管理指標の改定及び事業効果検討調査を実施した。（1億3,510万円）

ウ 畜産環境整備技術調査

畜産環境総合整備事業の円滑かつ効率的な推進に資するため，畜産主産地や混住化地域等で深刻な問題となっている畜産悪臭防止技術について，微生物等を利用した悪臭防止施設整備指針を確立するための調査検討を実施した。（1,000万円）

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において，畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し，家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見だし，周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を7地区で実施した。（1億500万円）

オ 草地基盤再編整備基本調査

土地利用の集積・団地化を通じた草地等飼料生産基盤の拡大と再編整備を推進するため，基本構想の策定等を行う調査を7地区で実施した。（1億500万円）

カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため，畜産と他分野との連携・協調による畜産基盤の整

備と生活環境の改善を一体的に推進する構想を策定し、畜産基盤の多面的な機能の活用の可能性、手法、対策等についての調査を2地区で実施した。(4,000万円)

キ 農林地畜産的利用等調査

草地開発の実施が見込まれる国有林野について、国土の保全その他国有林野事業との調整を図りつつ、草地開発事業等のための円滑かつ適正な確保に資するため、適地選定等のための共同調査を行った。(360万円)

ク 草地開発基本調査(補助調査)

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha(沖縄5ha)以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壌の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壌調査を2地区(国庫補助金1,000万円(補助率50%以内))で実施した。

ケ 団体営草地開発整備調査(補助調査)

沖縄県において、団体営草地開発整備事業を実施しようとする者の申請に基づき県が開発利用方式を検討して、事業及び資金計画等の策定を行う調査を2地区(国庫補助金300万円(補助率50%以内))で実施した。

コ 公共牧場開発整備基礎調査(補助調査)

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査(設置基礎調査)及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査(再編整備調査)を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備についての検討を2地区(国庫補助金1,000万円(補助率50%以内))で実施した。

サ 草地整備改良事業調査(補助調査)

飼料基盤等の土地利用集積の促進、大型機械による効率的な作業が可能な基盤の整備等による粗飼料の低コスト生産を推進するため、飼料基盤の整備に係る基礎調査、農地流動化に関する農家の意向調査及び事業構想の策定等を6地区(国庫補助金3,000万円(補助率50%以内))で実施した。

シ 畜産経営環境整備基礎調査(補助調査)

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営環境整備事業の指針とするため、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壌還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点からの調査を7地区(国庫補助金3,500万円(補助率50%以内))で実施した。

(2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を148地区で実施した。(国庫補助金97億6,200万円)

ア 道営草地改良整備事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るため、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha(中山間地域にあつては250ha)以上(このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる(ただし、受益面積の20%以内))

(イ) 補助率50%

イ 都道府県営公共牧場整備事業

公共牧場の利用の高度化を図るため、集約草地への転換等牧場の整備を総合的に実施した。

(ア) 事業の規模

a 既存草地面積が100ha(北海道250ha)以上、ただし、中山間地域(北海道除く)50ha以上

b 造成改良又は整備改良される草地面積30ha(北海道100ha)以上、ただし、中山間地域(北海道除く)15ha以上

c 完成年度から起算して5年以上経過していること

d 都府県の場合は、複数の市町村を対象として公共牧場の整備利用計画が樹立されていること

(イ) 補助率

内地 50%, 1/3

北海道 52%, 50%, 1/3

ウ 担い手育成草地整備改良事業及び担い手育成草地流動化促進事業

担い手農家への土地基盤の集積、大型機械の効率的な作業が可能な飼料基盤等を整備する事業を実施するとともに、当該事業の農家負担分について無利子資金の貸付け、及びほ場の連担化や長期の利用権等設定の促進等を行った。

(ア) 担い手育成草地整備改良事業

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

(a) 活性化計画の策定等により地域の基盤集積への取組み等が明らかであること

(b) 担い手農家への土地利用の集積(作業委託を含

む)の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが
確実であること

(c)事業完了後の受益面積が30ha(北海道200ha)
以上であること

b 補助率 50%

(イ)担い手育成草地流動化促進事業のうち担い手育
成草地集積事業

a 貸付額 対象事業費の10%相当以内

b 償還期間 25年(うち据置10年)以内

c 貸付利率 無利子

(ウ)担い手育成草地流動化促進事業のうち高生産性
草地流動化事業

a 事業の規模

(a)対象事業を実施する区域を含む地区であって、
草地面積が45ha(北海道300ha)以上であること

(b)地区面積に対し対象事業を実施する区域の面積
が過半を占めていること

b 補助率 50%

エ 国営等草地開発附帯事業

国営又は都道府県営草地開発事業で造成された草地
について生産性の高い牧場を建設するため、隔障物、
家畜保護施設等の利用施設の整備等を実施した。

補助率

内 地 50%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

オ 団体営草地開発整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草
地の造成改良、草地及び飼料畑の整備改良、草地保全
整備、野草資源及び放牧林地の有効利用を図るための
施設整備等を一体的に実施した。

(ア)事業の規模

次のいずれかを満たすこと

a 造成改良面積が10ha(小規模特定地5ha)以
上

b 造成改良面積が5ha以上及び整備改良を併せて
事業完了後作付面積30ha(北海道50ha, 離島, 沖縄,
奄美20ha)以上

c 整備改良面積が10ha(小規模特定地5ha)以
上

d 野草地受益面積が20ha以上

e 放牧林地受益面積が100ha(別に定める地域の
肉用牛地区にあっては50ha)以上

f 草地保全受益面積が10ha(小規模特定地5ha)
以上, 野草地にあっては20ha以上

(イ)補助率

内 地 50%, 45%, 40%, 1/3

北海道 55%, 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 45%, 1/3

カ 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率な畜産経営の展開を図る
ため、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設
整備し、これを熱意ある農家等に対し譲渡又は貸付を
行った。

(ア)事業の規模

a 次のいずれかを満たすこと

(a)草地造成改良面積が10ha(小規模特定地5ha)
以上

(b)造成改良及び整備改良面積の合計が15ha(小
規模特定地7.5ha)以上

b 事業参加者数5人以上(特に必要と認める場合
にあっては3人以上)

(イ)補助率

内 地 50%, 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 1/3

キ 団体営公共牧場整備事業

地域における大家畜生産振興の核として公共牧場の
効率的利用を促進するため、公共牧場の草地及び牧場
施設の整備ならびに冬里生産基盤の一体的整備を行っ
た。

(ア)事業の規模

a 既存草地面積が30ha(北海道50ha)以上。中
山間地域の場合は15ha(北海道25ha)以上

b 事業完成年度から起算して5年以上経過

c 造成改良又は整備改良面積が10ha以上

d 関係集落の整備と併せ行う場合、当該集落が以
下の条件を満たしていること。ただし、公共育成牧場
の一部を関係集落の冬里飼料基盤として活用させる場
合(a)の条件を満たすこと

(a)事業完了後、飼料作付面積30ha以上

(b)造成改良又は整備改良される面積10ha(小規
模特定地5ha)以上

e 全体事業費に占める生産基盤事業費が100分の
50以上

f 放牧用道路整備を行う場合、放牧地面積20ha,
かつ、道路延長500m以上

g 放牧用用水整備を行う場合、受益面積が30ha
(北海道50ha)以上。中山間地域の場合は15ha(北海
道25ha)以上。

(イ)補助率

内 地 50%, 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 1/3

ク 小規模草地開発整備事業

小規模な飼料基盤の造成整備、公共牧場等の放牧地及び放牧利用施設の整備を畜産再編総合対策と一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと

a 飼料畑、放牧地の造成面積が1 ha以上10ha未満

b 草地整備改良受益面積 5 ha以上。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積1ha以上

c 既耕地の飼料基盤としての整備受益面積が1 ha以上10ha未満。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積 1 ha以上

d 公共牧場等の放牧地受益面積が5 ha以上

(イ) 補助率 50%

(3) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料基盤に立脚した効率的な経営体を重点的に育成するとともに、これを核とした畜産主産地の再編整備を図るため、担い手への草地の集積等を図りつつ、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を80地区（国庫補助金133億9,300万円）で総合的に実施した。

ア 事業の規模

次の要件を満たすこと

(ア) 事業参加者が10人（中山間地域 5 人）以上、かつ、家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、認定農業者又はこれに準ずる経営体が地区の畜産生産の1/2以上を占めること

(イ) 再編整備型事業にあっては、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha以上、うち、草地の集積等又は経営移転等に係る土地の合計面積が15ha以上あること

(ウ) 中山間地域型事業にあっては、畜産生産を主体とした活性化構想が樹立された中山間地域で実施され、かつ、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が15ha以上で、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと

イ 補助率

内地・北海道 50%

沖 縄 2/3, 50%

(4) 畜産基地建設事業

土地資源に恵まれた地域において、農用地等の造成、

道路等の基本施設の整備、農業用施設整備、農機具導入を総合的に実施することにより大家畜畜産の安定的発展を図るとともに、併せて畜産経営に起因する環境問題が懸念される豚及び鶏の中小家畜の経営移転を推進し、高能率な畜産経営群の育成を図ることによって、地域畜産の活性化と畜産物の安定供給に資する畜種複合型の事業を1地区（国庫補助金36億7,400万円）で実施した。

ア 事業の規模

農用地造成面積150ha以上で、かつ、家畜飼養頭数（豚換算）1万頭以上

イ 国の負担率 55%

(5) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、畜産経営に係る生産基盤の整備と生活環境の改善を総合的に推進するため、畜産環境整備事業56地区（国庫補助金95億4,400万円）及び地域活性化環境整備事業31地区（国庫補助金29億9,900万円）を実施した。

ア 畜産環境整備事業

(ア) 畜産経営環境整備事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元用草地等の基盤整備、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 一般地域型

① 家畜排せつ物還元受益農用地面積が10ha（うち基盤整備費に係る受益面積 5 ha）以上（豚、鶏の移転の場合は、それぞれ家畜排せつ物還元受益農用地面積 5 ha, 3 ha以上（うち基盤整備費に係る受益面積2.5ha, 1.5ha以上））

② 養畜の業務を営む者 5 人以上

（次の要件をすべて満たす場合は都道府県等が実施）

① 旧市町村の範囲以上の広がりをもつ地域で家畜飼養頭数2,000頭以上

② 基盤整備費に係る受益面積が50ha以上

③ 養畜の業務を営む者10人以上

(b) 特定地域型

次のいずれかの要件に該当する地域であって、家畜飼養頭数2,000頭以上から生じる畜産汚水等があり、これの処理が必要と認められる地域

① 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

② 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域又は第 4 条の

2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

③ 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

④ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域

⑤ 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定に基づく指定地域

⑥ 畜産局長が別に定める水質規制地域

b 補助率

内地、北海道、離島 50%, 1/3

沖 縄 60%, 1/3

(イ) 畜産環境整備特別対策事業

混住化の進展等に対処して地域の生活環境の改善と畜産経営の発展を図るため、畜産経営の生産基盤の整備と環境保全林、緑地帯等周辺環境の整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業参加者の家畜飼養頭数2,000頭（水質等環境規制地域1,000頭）以上

(b) 養畜の業務を営む者10人（水質等環境規制地域5人）以上

(c) 事業参加者の整備する施設と至近住宅との間の距離が100m未満であって、かつ、両者の間に幅10m以上の環境保全林がないときは、整備する施設と同等以上の面積を有する環境保全林を確保すること

(d) 基盤整備、施設整備及び周辺環境整備に係る受益面積が30ha以上（事業参加者のうち、畜産経営を移転する者が全体の1/2以内である場合は10ha（水質等環境規制地域15ha）以上）

b 補助率

内地、北海道 50%, 1/3

沖 縄 60%, 50%, 1/3

(ウ) 畜産地域環境負荷軽減対策事業

畜産経営に起因する地下水汚染防止等の環境対策の推進により畜産経営の維持発展を図るため、基盤整備と施設整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業実施に係る受益面積30ha以上

(b) 養畜の業務を営む者5人以上

(c) 事業参加者の家畜飼養頭数2,000頭以上

(d) 水道水源として利用されている地下水等に係る硝酸性窒素等の測定値が指針値等を上回っていること。

b 補助率

内地、北海道 50%

沖 縄 60%, 50%

イ 地域活性化環境整備事業

(ア) 林野活用畜産環境総合整備モデル事業

中山間地域等における畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進するため、当該地域に賦存する農林諸資源を有効に活用する農林協調型の林野活用による高度放牧林地、道路整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 林野活用畜産基盤整備調査の実施地域であり、かつ中山間地域等であって、酪農・肉用牛近代化計画を策定している市町村

(b) 造成又は整備される草地、高度放牧林地及び事業完了後の受益面積の合計が100ha（北海道250ha）以上（一体利用輪作畑1/3算定（受益面積の20%以内）、高度放牧林地整備1/2算定、放牧林地整備1/10算定）

(c) 高度放牧林地整備20ha（北海道50ha）以上

(d) 家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭以上

(e) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率 50%, 40%, 1/3

(イ) 草地畜産活性化特別対策事業

中山間地域等において、畜産経営の安定的発展と地域活性化を図るため、草地景観を活用した交流拠点等の整備と草地基盤の整備、生活環境の改善等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 中山間地域であって、酪農・肉用牛近代化計画を策定している市町村

(b) 隣接する市町村の区域内にあり、かつ、土地利用状況が草地に特化している地域

(c) 草地を中心とした景観保全のための基本構想が樹立されている地域であって、都道府県知事が認めた地域

(d) 家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭以上

(e) 本事業完了後の草地面積が100ha（北海道300ha）以上見込まれる地域

(f) 本事業によって造成改良または整備改良される草地面積が30ha（北海道100ha）以上

b 補助率 50%, 1/3

(ウ) 公共牧場機能強化事業

公共牧場の生産機能の強化と併せ、その緑資源の地域住民への提供等により、公共牧場の管理運営の円滑化、地域活性化を図るため、草地等基盤、利用施設、防護柵等環境保全施設の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 既存草地面積が30ha（北海道50ha）以上

(b) 草地造成又は整備改良面積が10ha以上

(c) 都道府県知事が定める「公共牧場利用促進計画」

に適合すること

(d) 同一市町村内に本事業の実施牧場が存しないこと

b 補助率

内地 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島、沖縄、奄美 50%, 1/3

(6) 国営草地開発事業及び都道府県営草地開発事業

粗放利用の山林原野等の土地が広範囲にまとまって存在し、草地開発事業により造成改良される草地を家畜の主たる飼料基盤とすることにより、多頭飼育を主体とする生産性の高い畜産経営の確立が可能であると見込まれ、かつ、畜産の振興に意欲的である地域を対象に国営草地開発事業及び都道府県営草地開発事業を実施した。

ア 国営草地開発事業

土地改良法の規定により、国営草地開発計画に基づき、国が基本施設の整備（草地造成改良、道路等整備、雑用水施設整備、用排水施設整備）を2地区（事業費7億6,000万円）で実施した。

(ア) 事業の規模

a 草地造成改良面積400ha以上で一団地の面積おおむね100ha以上

b 一の申請人150ha以上

(イ) 国の負担率 70%（北海道）

イ 都道府県営草地開発事業

土地改良法の規定に基づき都道府県が行う草地造成改良、道路整備等を2地区（国庫補助金1億1,000万円）で実施した。

(ア) 事業の規模

a 草地造成改良面積100ha以上で一団地の面積おおむね50ha以上

b 一の申請人50ha以上

(イ) 補助率 50%

3 飼料作物生産振興対策

飼料作物の生産拡大と合理化を図るため、畜産再編総合対策において、次の事業を実施した。

(1) 山地畜産確立推進事業

野草等の飼料資源を活用し、放牧利用を主体とした山地畜産の確立を図るための推進活動等を実施（国庫補助金3,833万円）した。

(2) 山地畜産確立促進事業

野草等の飼料資源を活用し、放牧利用を主体とした山地畜産の確立を図るため、草食性家畜を活用した飼料基盤の造成整備を実施（国庫補助金1億4,550万円）

した。

(3) 自給飼料生産総合推進事業のうち

効率的飼料生産推進

飼料生産利用等の効率化を図るため、効率的飼料生産促進プランの作成、飼料生産組織活動支援等を実施（国庫補助金2億8,641万円）した。

(4) 効率的飼料生産促進事業

飼料生産請負組織等による飼料生産の効率化を図るため、飼料作物生産条件の整備、機械施設の整備等地域の実情に合わせた総合的な条件整備を実施（国庫補助金7億3,114万円）した。

(5) 地域ぐるみ飼料生産システム確立推進事業

飼料作物の作付及び稲わら利用の拡大を図るため、地域の畜産農家と耕種農家が一体となって、地域ぐるみで生産性の高い飼料生産システムを確立するための協定の策定等を実施（国庫補助金4,001万円）した。

(6) 地域ぐるみ飼料生産システム確立促進事業

飼料作物の作付及び稲わら利用の拡大を図るため、地域の畜産農家と耕種農家が一体となって、地域ぐるみで生産性の高い飼料生産システムを確立するための機械施設等の整備を実施（国庫補助金9,625万円）した。

(7) 耕作放棄地等活用畜産振興推進事業

中山間地域における繁殖牛の放牧等の推進を図るため、耕作放棄地・林地等を活用した畜産的土地利用のための検討、普及・啓発のための資料の作成、耕作放棄地・林地等の集積・土地利用方策の検討及び放牧を実施（国庫補助金1,109万円）した。

(8) 耕作放棄地等活用畜産振興促進事業

中山間地域における繁殖牛の放牧等の推進を図るため、耕作放棄地・林地等の集積を支援し、農村地一体で放牧地等として活用するための生産条件の整備等を実施（国庫補助金6,534万円）した。

(9) 飼料利用高度化施設整備事業

粗飼料、濃厚飼料を通じた飼料費の低減及び飼料の安全性の確保を図るため、飼料分析施設、飼料供給施設の整備を実施（国庫補助金1億7,038万円）した。

(10) 公共牧場広域利用推進対策事業

公共牧場において省力的かつ低コストな放牧利用を促進するため、関係機関が一体となり公共牧場の広域利用調整等を実施（国庫補助金6,988万円）した。

(11) 飼料作物流通体制強化推進

飼料作物の円滑な流通を促進するための流通促進会議の開催、流通技術指針の作成等を行うため、全国農業協同組合中央会に助成（国庫補助金378万円）した。

(12) 自給飼料生産体制強化推進